

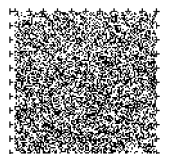
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。そのためには、保健・医療・福祉の充実を図り、高齢者自身がいきいきと生きがいをもって日々を過ごし、介護予防や社会参加に努めることが重要になります。

これらのことを踏まえて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる体制（地域包括ケアシステム）の充実、在宅医療と介護の連携や認知症の早期発見・早期支援等の取組を推進していくことを目的として、「一人ひとりが手を取り支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手」を基本理念とします。

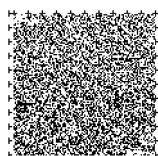
一人ひとりが手を取り支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手



2 基本目標

基本理念の実現をめざし、以下の6つの目標のもと、各種施策を展開していきます。

基本目標1 地域で共に支え合う地域づくり
<p>生きがいのある生活を持続することができるよう、多くの高齢者が住み慣れた地域でさまざまな分野で活躍できる体制づくりを支援します。</p> <p>虐待の防止や早期発見のため、地域の見守りネットワークの拡大を進めます。</p>
基本目標2 介護予防・健康づくりの推進
<p>高齢者が自らの健康維持・増進を心がけ、健康づくりに積極的に参加できるよう支援します。また、介護予防を充実・強化し、市民一人ひとりの健康・介護予防に対する意識を高める環境づくりを進め、要支援・要介護化(重度化)の防止に努めます。</p>
基本目標3 安心できる生活の基盤づくり
<p>安心して自分らしく暮らすことができる地域社会をめざし、災害や感染症、防犯、消費生活および交通安全などの対策を推進します。また、高齢者の自立生活を支えるため、きめ細かなサービスの充実を図ります。</p>
基本目標4 介護・福祉サービスの充実
<p>介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体によるサービス提供を支援し、高齢者が心身の状況に応じて、日常生活の支援を利用しやすい環境づくりを進めます。</p>
基本目標5 在宅医療・介護連携の推進
<p>住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携を推進します。</p>
基本目標6 介護保険制度の円滑な推進
<p>高齢者自身が介護保険についての正しい情報を得ることで、一人ひとりに合ったきめ細かい介護サービスを利用することができます。要支援・要介護認定者の増加等に伴うサービス需要の伸びに対応できるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。</p>



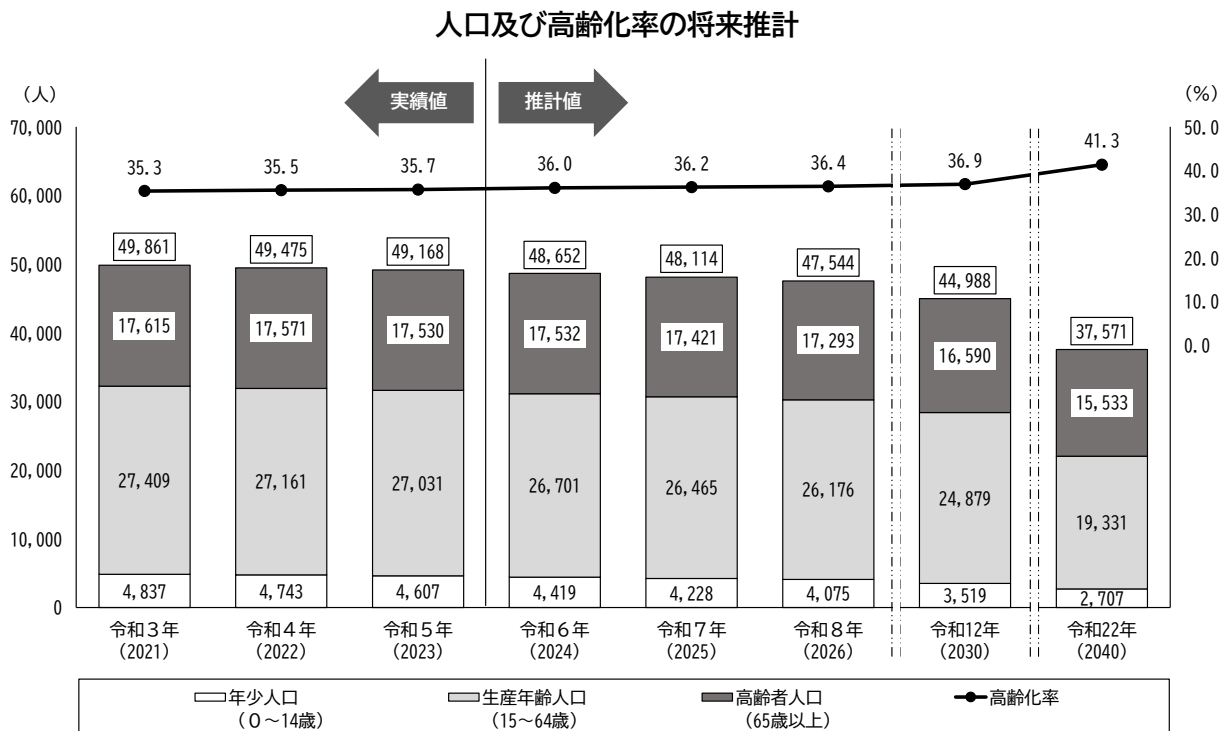
3 高齢者人口等の将来推計及び第9期の目標

(1) 高齢者人口等の将来の見込み

①人口及び高齢化率の将来推計

本市の人口の将来推計では、今後も減少傾向が続き、令和5年10月1日現在49,168人の人口が、令和22年には37,571人まで減少すると推計されます。

また、本市の高齢化率は令和5年の35.7%から令和22年には、41.3%になると予測されます。

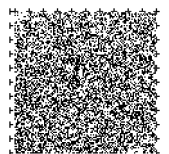


区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口	49,861	49,475	49,168	48,652	48,114	47,544	44,988	37,571
高齢者人口	17,615	17,571	17,530	17,532	17,421	17,293	16,590	15,533
生産年齢人口	27,409	27,161	27,031	26,701	26,465	26,176	24,879	19,331
年少人口	4,837	4,743	4,607	4,419	4,228	4,075	3,519	2,707

資料：令和3～5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）
 令和6年以降 平成30年～令和5年の住民基本台帳（各年10月1日現在）を基にしたコーホート変化率法※による人口推計

※コーホート変化率とは

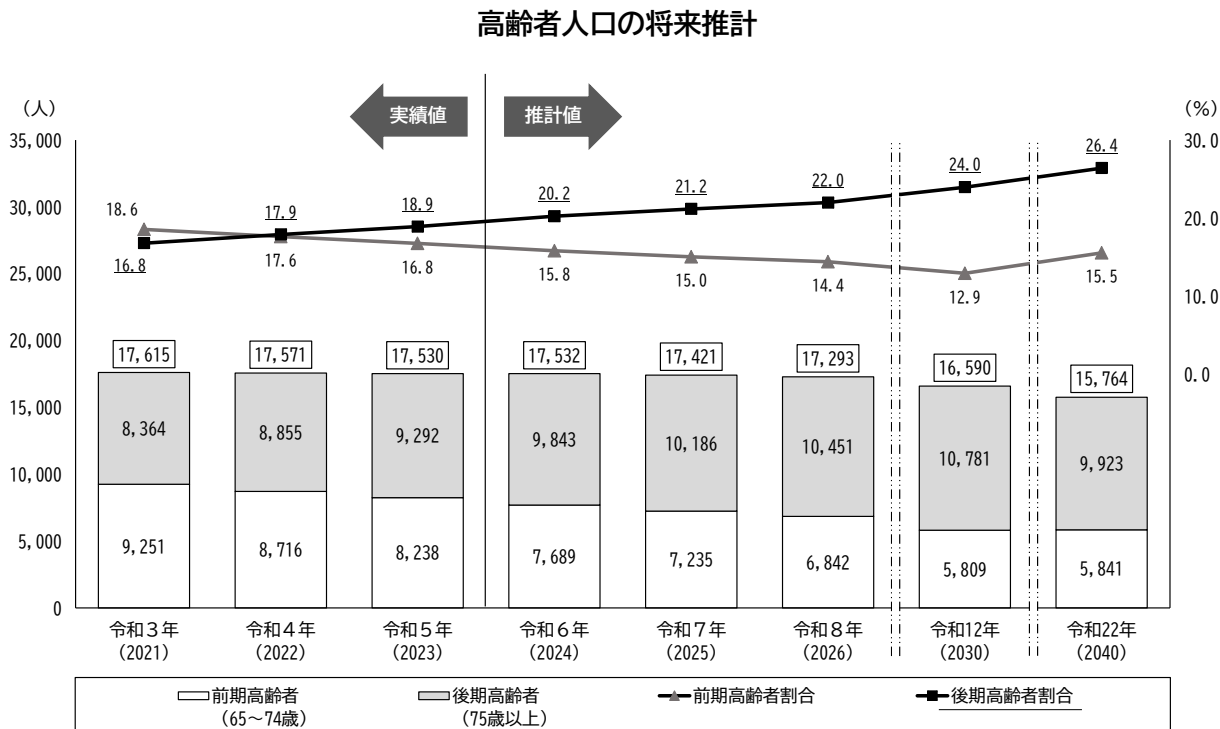
「コーホート」（年齢階級）毎の過去における実績人口の動向から変化率を求め、その変化率に基づいて将来人口を推計する方法



②高齢者人口の将来推計

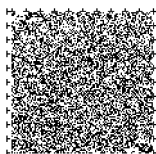
令和5年10月1日現在、65歳以上の人口（以下、高齢者人口）は8,238人となっており、前期高齢者割合は16.8%、後期高齢者割合は18.9%となっています。

高齢者人口の将来推計では、今後も年々減少傾向となりますが、後期高齢者人口は令和12年まで増加し、令和22年には減少すると予測されます。



区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
高齢者人口	17,615	17,571	17,530	17,532	17,421	17,293	16,590	15,764
前期高齢者 (65~74歳)	9,251	8,716	8,238	7,689	7,235	6,842	5,809	5,841
後期高齢者 (75歳以上)	8,364	8,855	9,292	9,843	10,186	10,451	10,781	9,923
前期高齢者割合 (65~74歳)	18.6	17.6	16.8	15.8	15.0	14.4	12.9	15.5
後期高齢者割合 (75歳以上)	16.8	17.9	18.9	20.2	21.2	22.0	24.0	26.4

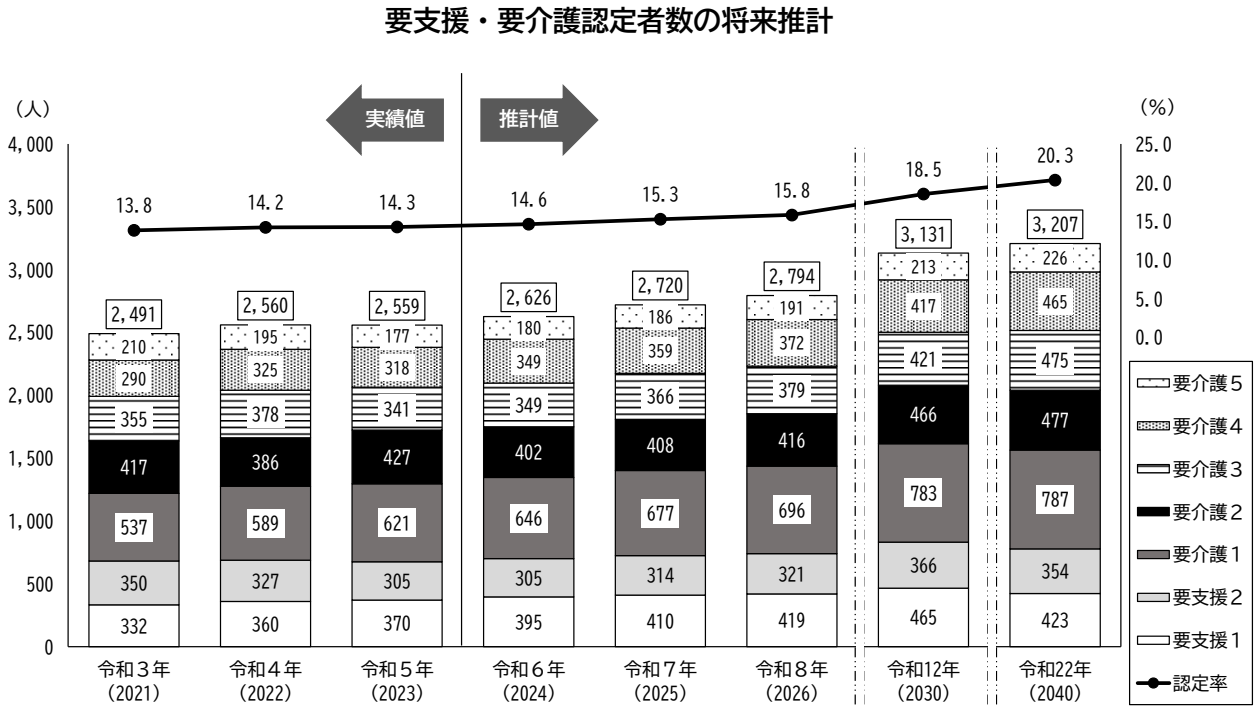
資料：令和3～5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）
 令和6年以降 平成30年～令和5年の住民基本台帳（各年10月1日現在）基にしたコーホート変化率法による人口推計



③要支援・要介護認定者数の将来推計

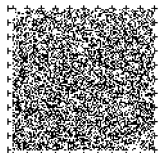
要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年は2,559人となっており、令和22年には3,207人になることが予測されます。

また、後期高齢者人口の増加に伴い、認定率（第1号被保険者）も年々上昇し、令和22年には20.3%となることが予測されます。



区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援・要介護認定者数	2,491	2,560	2,559	2,626	2,720	2,794	3,131	3,207
要支援認定者数	682	687	675	700	724	740	831	777
要支援1	332	360	370	395	410	419	465	423
要支援2	350	327	305	305	314	321	366	354
要介護認定者数	1,809	1,873	1,884	1,926	1,996	2,054	2,300	2,430
要介護1	537	589	621	646	677	696	783	787
要介護2	417	386	427	402	408	416	466	477
要介護3	355	378	341	349	366	379	421	475
要介護4	290	325	318	349	359	372	417	465
要介護5	210	195	177	180	186	191	213	226

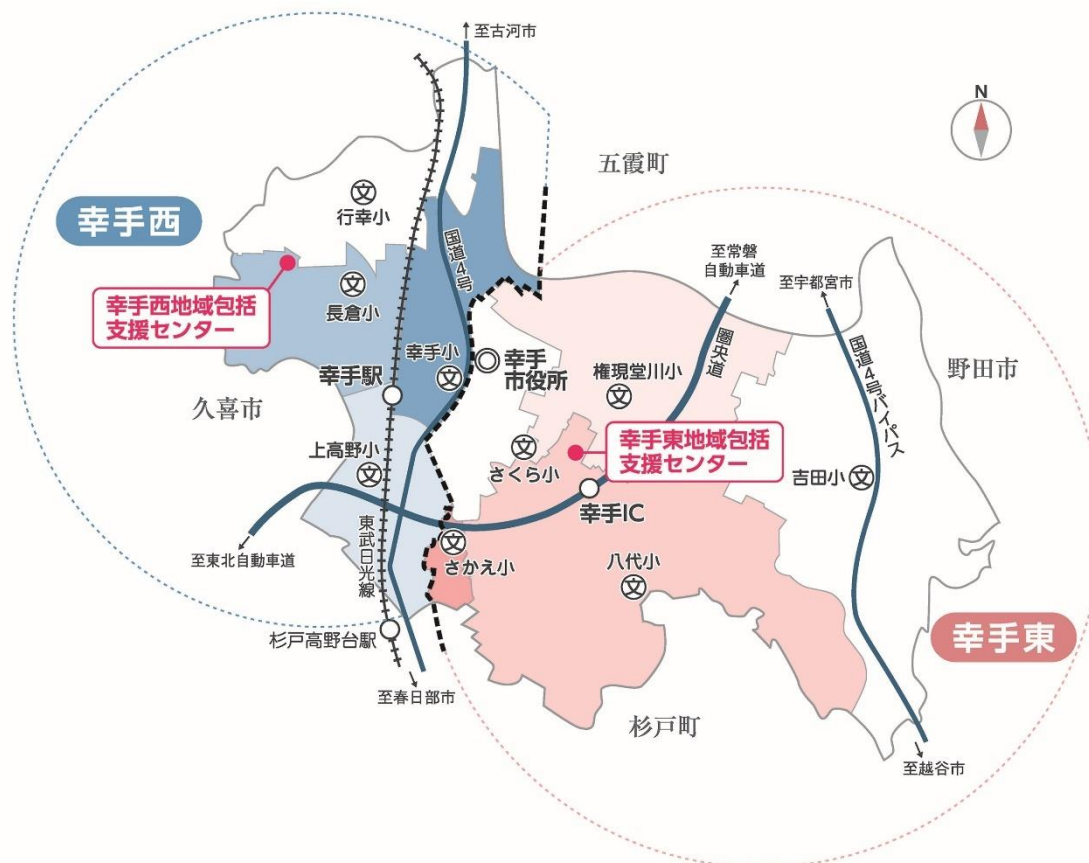
資料：令和3～5年 介護保険事業状況報告（各年9月月報、令和5年は8月月報）
 令和6年以降 国の地域包括ケア「見える化」システムによる推計
 （第1号被保険者及び第2号被保険者計）



(2) 日常生活圏域の設定

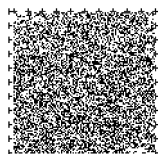
①圏域・小学校区別の人口及び高齢化率

国の基本指針において、市町村介護保険事業計画の策定に関する基本的事項に「日常生活圏域の設定」が定められています。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を勘案し、地域の実情に応じて設定することとしており、人口2～3万人を基本とした小学校区を「東圏域」と「西圏域」の2圏域に分け、日常生活圏域に設定しています。



区分	小学校区	総人口	高齢者人口		高齢化率	第1号被保険者認定者数	第1号被保険者認定率	
			前期	後期				
東圏域	権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら	21,036	8,264	3,684	4,580	39.3%	1,193	14.4%
西圏域	幸手・行幸・長倉・上高野	28,132	9,266	4,554	4,712	32.9%	1,296	14.0%
合計		49,168	17,530	8,238	9,292	35.7%	2,489	14.2%

資料：住民基本台帳人口（令和5年10月1日現在）

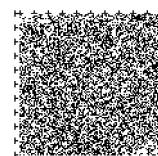


②事業所数一覧（日常生活圏域別）

（単位：箇所）

医療・介護事業者	東圏域	西圏域	市全体
【医療機関】	25	54	79
病院	10	18	28
歯科	7	23	30
薬局	8	13	21
【居宅サービス】	23	27	50
居宅介護支援	4	5	9
訪問介護	1	3	4
訪問看護	2	4	6
通所介護	7	5	12
通所リハビリテーション	1	0	1
短期入所生活介護	4	2	6
短期入所療養介護	1	0	1
特定施設入居者生活介護	1	4	5
福祉用具貸与	1	2	3
特定福祉用具購入	1	2	3
【地域密着型サービス】	8	6	14
認知症対応型共同生活介護	3	2	5
認知症対応型通所介護	0	1	1
地域密着型介護老人福祉施設	2	1	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	1	1
地域密着型通所介護	2	1	3
小規模多機能型居宅介護	1	0	1
【介護保険施設】	4	1	5
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3	1	4
介護老人保健施設	1	0	1

※令和5年11月時点

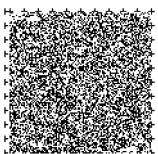


③高齢者向け施設と住まいの件数及び定員数

(単位：上段／箇所、下段／人)

医療・介護事業者	東圏域	西圏域	市全体
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	1 80	4 230	5 310
ケアハウス(軽費老人ホーム)	1 30	1 29	2 59

※令和5年11月時点

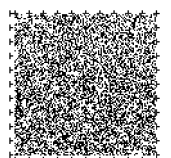
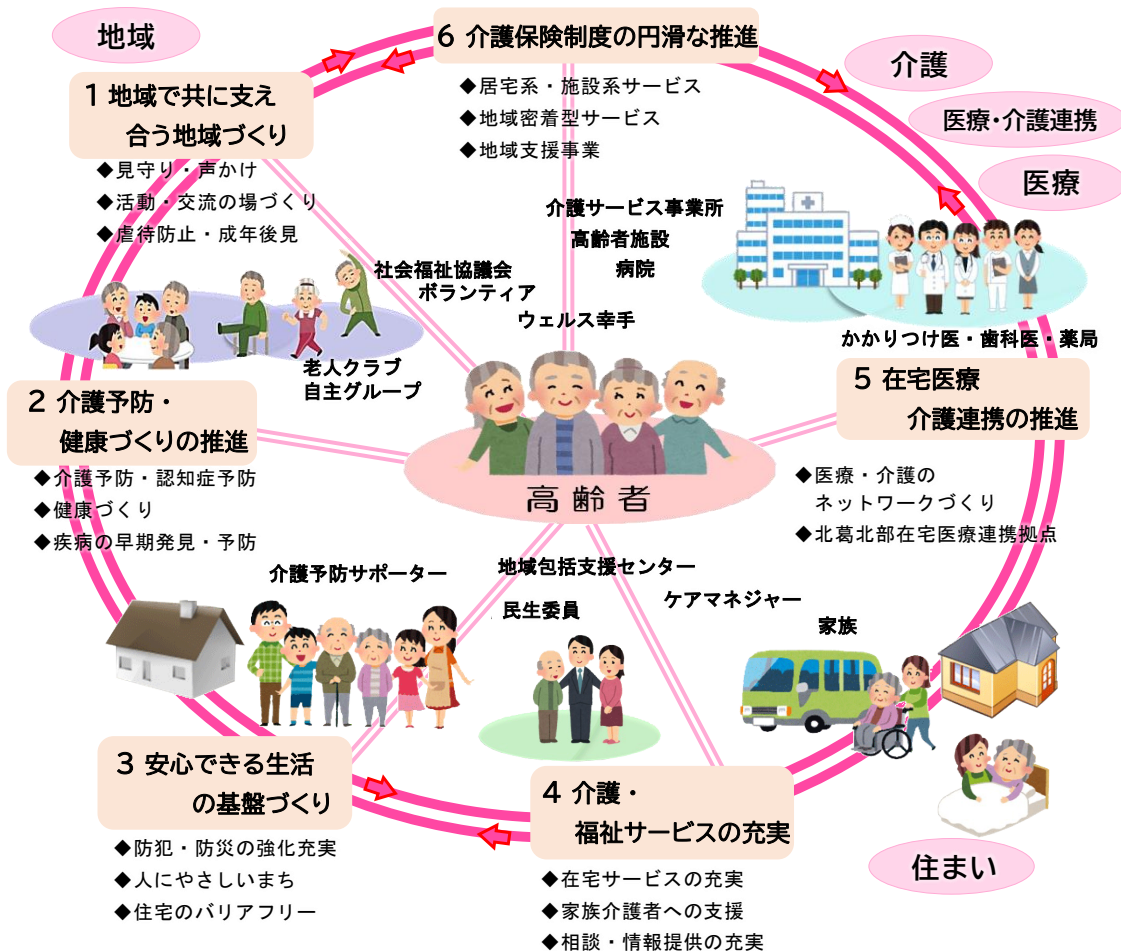


(3) 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

高齢化社会の進行により、計画期間中に団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を迎えます。また、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上の高齢者となり、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費のさらなる増大が懸念される 2040 年を見据えながら地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでいくことが必要です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させていくことが求められています。

- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 日常生活を支援する体制の整備
- 高齢者の住まいの安定的な確保



4 施策体系

